

平成 30 年度 第 2 回 市川市社会福祉審議会 会議録

1. 開催日時：平成 30 年 12 月 26 日(水) 午前 10 時～11 時 40 分

2. 開催場所：市役所仮本庁舎 4 階 第 1, 2 委員会室

3. 出席者

【委員】

会長 岸田委員

副会長 藤野委員

委員 石原委員、小野委員、庄司委員、高田委員、萩原委員、福澤委員、
古瀬委員、堀江委員、松浦委員、村山委員、安井委員、山崎委員、和田委員
(欠席者 3 名)

【市川市】

笠原副市長、永田福祉部長、菊池福祉部次長、若菜福祉政策課長、
杉山地域支えあい課長、加藤介護福祉課長、高橋障害者支援課長、
鷺沼発達支援課長ほか

4. 傍聴者 0 名

5. 諮問

障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について

6. 議事

(1) 諮問事項について

障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について

(2) 実績及び評価等について

① 第 3 期市川市地域福祉計画について

② 第 6 期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

(3) その他

7. 配布資料

・ 諮問書 (写)

・ 会議次第

・ 【概要】 障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について

・ 諮問資料 1 障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について

・ 諮問資料 2 支給決定の流れ

- ・ 諮問資料 3 市川市障害福祉サービス等の支給決定基準に関する要綱（案）
- ・ 諮問資料 4 障害福祉サービス等支給決定基準（案）
- ・ 審議会資料 6 第 3 期市川市地域福祉計画の実績及び評価等について
- ・ 審議会資料 7 第 6 期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実績及び評価等について
- ・ 参考資料 介護保険事業計画 実績（平成 27 年度～平成 29 年度）

7. 議事録

（午前 10 時開会）

発言者	内 容
	<p>（障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について笠原副市長より諮問を行った）</p> <p style="text-align: center;">（1）諮問事項について</p>
岸田会長	<p>それでは、議題（1）「諮問事項について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【概要】「障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について」、諮問資料 1「障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について」、諮問資料 2「支給決定の流れ」、諮問資料 3「市川市障害福祉サービス等の支給決定基準に関する要綱（案）」、諮問資料 4「障害福祉サービス等支給決定基準（案）」に基づき説明</p>
岸田会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>
和田委員	<p>この支給決定基準の事務処理要領が厚生労働省から出されたのが 5 年前だと記憶しておりますが、これほど時間が経過した理由は何かあるのでしょうか。</p>
障害者支援課	<p>支給量の生活環境係数を決めるにあたりまして、必要量の分析が必要だったため、時間が経過してしまいました。</p>
岸田会長	<p>生活環境係数は時間をかけて丁寧に作られたということでしたので、この係数がどのような数字であるのかをお示ししてください。</p>

障害者支援課	<p>諮問資料4、7ページ目に記載のとおり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援における月あたりの総支給量を決定するために、生活環境係数を定めました。下の表はこれまでの利用状況を基に算出した係数です。例えば、「家族等と同居」であっても、家族からの支援が常時「受けられる」のか、日中は仕事などで不在だが夜間など「一部受けられる」のか、または「家族等にも支援が必要」なのかに分けて係数を算出し、支給量を決定していきます。</p>
山崎委員	<p>諮問資料3の第4条第2項に「支給決定会議の出席者は、おおむね次に掲げる者とする。」と記載がありますが、(4)のその他関係者は障害者を対象としたそのご本人の支援に携わる方と解釈してよろしいでしょうか。</p>
障害者支援課	<p>そのとおりです。</p>
山崎委員	<p>(1)～(3)は市の職員と見受けられますが、市の職員が多いと一般の方の発言力が弱くなることを考慮して、支援者等一般の方もなるべく1人の方に任せるとはならず複数の方に出席していただけるよう、配慮をお願いします。</p>
岸田会長	<p>人数というのはひとつの力となり得るということで、より客観的な視点で会議が行えるよう考慮すべきだということですね。</p>
村山委員	<p>諮問資料4、7ページ目の生活環境係数ですが、表の「家族等の支援」内に、「家族に支援が必要（家族にも障がいがある等で本人への支援ができない）」とありますが、現状話題になっているのは家族の高齢化です。家族に障がいがあるなしに関わらず高齢というだけで様々な判断力が低下し、当然配偶者の介護が必要になる方もいらっしゃいますので、このカッコ書きの中に「家族の高齢化」も入れていただきたく思います。</p> <p>また、6ページの支給量の目安にある「行動援護」と、13ページ（5）地域生活支援事業の中の「移動支援」これらを併用することは可能でしょうか。</p>
障害者支援課	<p>サービスの併用はできます。ただ、どなたでも併用ができるという訳ではありませんので、状況に応じ取り計らっていきたくと考えております。</p>
安井委員	<p>7ページ目の表に「家族等との同居」という表記がありますが、人によって家族構成は様々だと思います。例えば、「障がいがある方の両親が高齢となった」などです。このような家族構成の配慮は、生活環境係数には入っていないと思いますが、どのような配慮を想定していますか。</p>

障害者支援課	<p>仰るとおり、様々な家族構成、背景がありますので、それぞれケースに応じて生活環境係数の適用に関しては柔軟に対応していきたいと考えています。</p>
岸田会長	<p>晩婚化、晩産化なども影響し、自分の子どもの保育と親の介護、あるいは障がいをもった子どもの介護と親の介護という両方の介護に携わる人が増えてきています。一方で、活躍社会という概念もありますのでダブルケアを行う方への配慮を考えていかなければいけませんね。</p>
高田委員	<p>支給決定会議はどれくらいの頻度で行うのでしょうか。また、申請から支給決定までどれくらいの期間があるのでしょうか。</p> <p>高齢者の中には、難病等でケアプランを作成する際、どうしても上限を超えてしまう方もいると思いますが、そのような場合には今後支給決定会議にかけるといった流れで良いのでしょうか。</p>
障害者支援課	<p>支給決定会議の頻度は2週間に1回を想定しています。ただ、緊急に行わなければならない案件がある場合には対応する方向で考えています。また、支給決定までの期間については、おおむね2ヶ月を想定しています。</p> <p>介護給付の上限を超えてしまう利用者については、支給決定会議にかけさせていただきます。</p>
庄司委員	<p>経過措置として、「現に支給を受けている利用者については、次回支給決定（更新）の際に今回の基準を適用」とありますが、更新時に、区分が同じ人は支給量が減ってしまうということはあるのでしょうか。</p>
障害者支援課	<p>基本的な考え方としては、利用者に必要な支給量を決定するもので従前の支給量はできるだけ保障するよう考えていますが、実際のところ、支給決定量は実績と比べ非常に多いケースが多々あります。恐らく利用者が万が一を考慮して多めに申請されている背景があるかと思います。そうした実績を踏まえ本当に必要な量を相談支援専門員との間で協議をしながら、適切な量を定めていくことを前提として今回の基準を策定しましたことをご了解いただければと思います。</p>
小野委員	<p>支給額について、以前より予算額が増えるのではないかと思います。予算措置を支給額が上回ってしまった場合は、どのように対処するのでしょうか。</p>
障害者支援課	<p>予算が足りないと判断した段階で、補正予算を組み支給します。</p>

石原委員	利用者から申請があった内容と、支給決定会議で決定した支給量が一致しなかった場合、不服申し立てができるような機会は設定しているのでしょうか。
障害者支援課	正式な支給決定に至る前に、相談支援専門員との協議の時点で、ご意見等があった場合、そこで発言することができます。その後、支給決定の結果に対し、ご意見がある場合には、不服申し立てもできる仕組みになっています。
萩原委員	諮問資料3の第3条では、「支給決定を行うことができる。」と記載がありますが、この表記ですと、支給決定をしない場合もあるということでしょうか。
障害者支援課	諮問資料2右側に「希望支給内容と支給決定基準との比較」とあります。この場合、希望支給内容が支給決定基準を超えた場合には、支給決定会議に進むとお考えください。
萩原委員	支給決定基準を超えた案件全て行うのでしょうか。
障害者支援課	全て行います。
萩原委員	見込では何件ほどあるのか教えてください。
障害者支援課	1回の会議で15～20件です。
村山委員	障がいのある方が65歳になった場合、その方々は介護保険サービスの利用も始めるかと思いますが、介護保険サービスの支給量もこの支給決定会議で決定していくのでしょうか。 それとも、この会議はあくまで障害福祉サービスの支給量を決定するための会議なので、介護保険サービスについては管轄外ということなのでしょうか。
障害者支援課	介護保険サービスにあるサービスを障害福祉サービスで利用したいというようなご要望に応えることはできませんが、介護保険サービスの上限を超えてしまいどうしても必要ということであれば、検討させていただきます。介護保険サービスにないサービスについては、65歳を超えた場合であってもできるだけ柔軟に対応をさせていただきたく考えています。

岸田会長	<p>それでは、答申に付する答申書案の作成については、この内容でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(2) 実績及び評価等について</p>
岸田会長	<p>続きまして、議題(2)「実績及び評価等について」です。</p> <p>①第3期市川市地域福祉計画、②第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の2件の計画の報告についてです。</p> <p>「①第3期市川市地域福祉計画」より順に説明をお願いしたいと思います。</p>
岸田会長	<p>それでは、福祉政策課長より、説明をお願いします。</p> <p>(審議会資料6「第3期市川市地域福祉計画の実績及び評価等について」に基づいて説明)</p>
岸田会長	<p>ただいま、福祉政策課長より説明がありました。このことについて、何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。</p>
和田委員	<p>基本目標Vの目標達成度は70とありますが、計画全体の目標達成度のグラフには基本目標Vの目標達成度は90と記載がありますが、これは間違いでしょうか。</p>
福祉政策課	<p>そのとおりです。基本目標Vの目標達成度は70とありますが目標達成度90に訂正をさせていただきます。</p>
村山委員	<p>2ページ目の「4 権利擁護と見守り体制の充実 24 高齢者虐待の相談窓口事業」ですが、実績が目標より大幅に上回り、815%とあります。この指標は相談件数自体を評価する指標ですが、市民として気になるのは、相談内容に対し、どのような対応で解決まで至ったかということです。虐待相談の対応自体をこの指標で評価することは難しいと思いますので、資料に反映することができずとも、解決まで至った事例等があれば、教えてください。</p>
介護福祉課	<p>対応についてはケースバイケースですので、評価は仰るとおり難しいのですが、最も極端な例ですと、家族同士を引き離して違う場所に住んでもらうという対応に至った事例もありました。年々相談件数はかなり増えて</p>

	<p>いることに加え、社会福祉士が月に1回進捗管理を行う会議も開催しているので、事例の特徴等を統計をしながら、適切に対応していきたいと考えています。</p>
村山委員	<p>虐待相談の対応は、どのようなメンバー構成で、開催頻度はどれくらいで行っているのでしょうか。</p>
介護福祉課	<p>介護福祉課担当職員、高齢者サポートセンター職員、社会福祉士等の専門職が入り、月1回程度開催しています。</p>
岸田会長	<p>高齢者サポートセンターができたことで、相談がしやすくなり、件数が増えていったという背景があります。これで深刻な虐待を未然に防いだり、あるいは虐待まではいかないケースもあつたりと、気楽に相談ができるというのは大事なことだと思いますので件数が増えたことはプラスに捉えて良いと思います。</p>
小野委員	<p>10 ページ目の事業実績「パンフレット作成部数」のところで、4年間実績が0部と記載がありますが、その理由を教えてください。</p>
介護福祉課	<p>成年後見制度利用支援事業を社会福祉協議会にお願いしている関係で、パンフレットの作成についても同様に社会福祉協議会で作成をしているためです。</p>
小野委員	<p>わかりましたが、それがこの資料からわかるように記載をお願いします。また、社会福祉協議会がパンフレットを作成しているならば、正確な評価ではなくなってしまうので指標から外すなどの対応をした方が良いのではないのでしょうか。</p>
介護福祉課	<p>今後そのように変更させていただきます。</p>
萩原委員	<p>18 ページ目「福祉有償運送事業者数（累計）」の実績が平成28年度から平成29年度で1事業者減っています。これから買い物難民等が増えてきて、移動サービスの需要が高まるかと思いますが、業者の数が減ってもサービス利用者にきちんと対応ができているのでしょうか。</p>
福祉政策課	<p>目標の立て方については、買い物難民等の問題もありこれから需要が増えていく事業と捉え、1事業者ずつ増やすよう設定しました。業者への啓発等の取り組みは行っているところですが、なかなか実績に繋がらないと</p>

	<p>というのが現状でございます。</p>
萩原委員	<p>この事業者数でニーズに合っているのでしょうか。</p>
福祉政策課	<p>現在7事業者で供給が少なくというような意見は上がってきていません。</p>
高田委員	<p>13ページ目「庁内推進連絡会開催数」の平成29年度の実績が18回となっておりますが、目標数や過去の実績と比べ、大幅に数が伸びています。計画策定の年でもあったので、庁内でよく情報共有をさせていただいたのかなという印象を受けました。</p>
岸田会長	<p>続きまして、「②第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について」、福祉政策課長より、説明をお願いします。</p>
福祉政策課	<p>(審議会資料7「第6期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実績及び評価等について」、参考資料「介護保険事業計画実績(平成27年度～平成28年度)」に基づいて説明)</p>
岸田会長	<p>ただいま、福祉政策課長より説明がありました。このことについて、何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。</p>
藤野副会長	<p>4ページ目「医療・介護関係者の情報共有の支援」について、この指標で言う情報共有は地域包括ケアシステムのネットワークシステムのことだと思うのですが、具体的な利用状況を教えてください。</p>
地域支えあい課	<p>医療や介護の情報をネットワークで共有する「株式会社カナミックネットワーク」の多職種連携システムです。利用者は医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、介護職員等で、医師会のご協力をいただいで実施しています。</p> <p>効果につきましては、ケアマネジャーより、医師との連携が図りやすくなったと伺っております。また、入力の際の留意事項など、システムの使い方に係る共通のルールを作成していくため、会議の開催を予定しております。</p>
福澤委員	<p>医師会にとって一番考えるべきは、患者の守秘義務をどこまで我々が考慮すべきかということで、実は明確になっていないです。多職種が参加し情報共有する場で、患者の情報をどこまで公開していいのかという課題があり、我々がブレーキ役となってしまっていることを反省しています。介</p>

	<p>護からは非常使い勝手の良いデバイスだという意見がありますので、介護職が中心となって運用できるよう、現在医師会内で検討中です。</p>
高田委員	<p>1 ページ目基本目標 2 「生活支援」の成年後見制度利用支援事業は、資料に記載のとおり今後は中核機関の設置が重要視されていくかと思いますが、設置の見通しはいかがでしょうか。</p>
介護福祉課	<p>中核機関の設置については、厚生労働省から通知が来ており、時期は未定ですが、近隣市の状況をみながら検討を進めてまいりますので来年、再来年度あたりから具体化してくる見込みです。</p>
古瀬委員	<p>1 ページの基本目標 4 「避難行動要支援者名簿登録制度」は、覚書取り交わし団体が 1 団体とありますが、団体数があまり伸びなかった原因はどのように考えているのでしょうか。</p> <p>また、基本目標 1 「市川みんなで体操」について、平成 29 年度は 26 団体実施で 25 団体が継続と記載がありますが、新規は 1 団体ということですか。加えて、場所の確保が大きな課題と記載がありますが、もう少し具体的に教えてください。</p>
地域支えあい課	<p>1 点目の「避難行動要支援者名簿登録制度」につきましては、昨年度実施したアンケート調査の結果から、覚書を必要と感じていても自治会の役員不足や役員の高齢化により覚書の取り交わしまで至っていないという団体が多いため、1 団体の増にとどまったと考えられます。</p> <p>また、市川みんなで体操の場所の確保については、自治会館や公民館など、地域の高齢者が自主的に集まりやすい場を確保するための情報を提供しておちますが、場所がなかなか見つからない状況です。団体数につきましては、平成 29 年度末時点で 26 団体ですが、信篤・二俣地区社会福祉協議会で実施 1 団体が途中で継続困難となり、継続団体は 25 団体となりました。</p>
岸田会長	<p>他にございませんか。それでは、議題（3）「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(突発的な審議事項はなし)</p>
岸田会長	<p>それでは、平成 30 年度第 2 回市川市社会福祉審議会を終了いたします。</p>
終了	<p style="text-align: center;">(事務局より今後の予定について説明)</p>

市川市社会福祉審議会
会長 岸田 宏司